

# 扶養に関するQ&A

**まず、前提条件として、あなたが扶養にしたい方の生活費の大半を援助しているかどうか重要です。(単に収入が少ないからという理由だけで扶養認定できません。)**

その上で、扶養にしたい方の年収が130万円未満(60歳以上または障害者は180万円)でなければなりません。かつ、同居の場合は、扶養にしたい方の年収があなたの収入の1/2未満でなければなりません。

例えば) 扶養にしたい方の年収・・・120万円      あなたの年収・・・200万円

結論) 扶養にしたい方の年収が130万円未満であっても、あなたの年収の1/2未満とならないため、扶養認定できません。

また、扶養にしたい方の年収が130万円未満であっても、その方が勤務先で社会保険加入の資格がある場合は、そちらが優先です。どちらに加入するかを自分で選ぶことはできませんので、この場合は扶養にはできません。

## <検索方法>

下記のうち、確認したい項目にカーソルをあてて、クリックして下さい。その項目にジャンプします。

- 項目** [1. 健保の用語説明](#)
- [2. 扶養認定日について](#)
- [3. 扶養申請が遅れた場合について](#)
- [4. 収入とは](#)
- [5. 収入を算出する期間について](#)
- [6. 被扶養者の範囲について](#)
- [7. 内縁関係の配偶者について](#)
- [8. 外国籍の家族について](#)
- [9. 子供の扶養について](#)
- [10. 配偶者が無収入です](#)
- [11. 契約社員・パート・アルバイトで勤務している家族の扶養について](#)
- [12. 扶養になっている家族の収入が130万円を超えます](#)
- [13. 扶養にしたい家族が傷病手当金を受給中です](#)
- [14. 妻が出産手当金を受給中です](#)
- [15. 父母の扶養について](#)
- [16. 自営業の家族の扶養について](#)
- [17. 失業給付を受給する予定です／受給延長する予定です](#)
- [18. 失業給付の受給が始まりました](#)
- [19. 失業給付の受給中です](#)
- [20. 失業給付の受給が終了しました](#)
- [21. 失業給付を受給しません](#)
- [22. 扶養認定後の国民健康保険と国民年金の手続きについて](#)
- [23. 扶養削除後の国民健康保険と国民年金の手続きについて](#)
- [24. 扶養削除の届出をしていませんでした](#)
- [25. 離婚しました／離婚調停中です](#)
- [26. 家族が就職しました](#)
- [27. 別居している家族の扶養について](#)
- [28. 扶養者の人数と保険料との関連について](#)
- [29. 同一世帯とは](#)
- [30. 税法上と健康保険の扶養の違い](#)
- [31. 扶養削除日について](#)

**1. 健保の用語説明** [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

被保険者…働いている本人で健康保険組合加入者

被扶養者…被保険者に扶養されている人(健康保険証に名前が記載されている人)

保 険 者…健康保険組合自体のこと(エクセディグループの場合は、  
エクセディ健康保険組合)

**2. 扶養認定日について** [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

Q. 扶養申請を行なえば、認定日は、いつになりますか？

A.

届出日	認定日
各事業所窓口受付日が 異動発生日(※)から稼働日5日以内	異動発生日まで、さかのぼり認定します
各事業所窓口受付日が 異動発生日(※)から稼働日6日以上経過後	各事業所窓口受付日で認定します

但し、いずれも添付書類が全て確認できた場合に限りです。

※異動発生日とは、婚姻した日、退職した日、失業給付終了などの事実が確認できる日をいいます。

例) 国民健康保険を脱退したなどの個人的な理由は、異動発生日とはなりません。

☆特例として下表のとおり認定します。

但し、証明書類などにより異動発生日が確認できる場合のみ。

扶養申請理由	扶養認定日	注意事項
子どもが生まれた場合	出生年月日	市区町村に届出後、速やかに申請してください。
被保険者の資格取得時にすでに扶養家族がいる場合	被保険者の資格取得日	
配偶者の場合	結婚した	婚姻日当日
	退職した	退職日の翌日
	勤務先での契約変更により健康保険が資格喪失となった	勤務先の健康保険資格喪失日
	失業保険の受給が終了した	受給終了日の翌日
	健康保険の傷病手当金や出産手当金の受給が終了した	受給終了日の翌日
	外国籍の方が日本で住民登録した	住民登録日当日
収入が減った	原則どおり	-
その他の家族および上記以外の理由の場合	原則どおり	配偶者が扶養していた子の扶養が配偶者と同時に新たに発生する場合は、その配偶者の扶養認定日と同日とします。

**3. 扶養申請が遅れた場合について** [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

Q. 異動発生日から稼働日6日以上経過して被扶養者の申請をした場合、各事業所窓口申請した日が認定日となると、認定日より前に医療機関で受診した場合の医療費はどうなりますか？

A. 認定日より前の医療費については、国民健康保険などの加入がなければ、全額自己負担となります。

なお、被扶養者の認定日は、健康保険証に記載されています。

#### 4. 収入とは [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

##### Q. 健康保険で扶養申請する場合の収入には、何が対象となりますか？

A. 収入には、給与(通勤手当含む)・賞与はもちろん、年金(障害年金・遺族年金・個人年金含む)、雇用保険の失業給付、出産手当金、傷病手当金、労働災害保険給付金、不動産収入、利子収入など、継続的に得られる収入をいいます。

但し、雇用保険の給付のうち、以下は継続的な収入とは考えにくいいため、収入には含みません。

- ・特例一時金(短期特例被保険者であった方が失業した場合に支給される手当)
- ・再就職手当(基本手当の受給資格がある方が安定した職業に就いた場合の手当)
- ・就業促進定着手当(再就職手当の支給を受けた人が引き続きその再就職先に6か月以上雇用された場合の手当)

尚、退職金などの一時的な収入は、扶養判定基準に含みません。

#### 5. 収入を算出する期間について [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

##### Q. 認定対象者の年間収入の算定は、税法と同じ(1月から12月までの1年間)ですか？

A. 認定申請時から将来の予定収入で、継続性のあるものが対象です。

したがって継続性のない一時的な収入や、今後無職無収入の場合は認定申請前の収入(退職金など)は含まれません。税法と健康保険とは条件が異なりますので、税法上の扶養家族の手続きをしたからといって、健康保険も自動的に変更になるということはありません。健康保険は税法上の扶養とは別に手続きが必要です。

##### Q. 被扶養者認定基準の収入とは、いつの収入ですか？

A. 健康保険では将来に向けて1年間の収入見込みによって判断します。過去の収入ではなく、今後の収入により被扶養者認定の可否を決定します。

よって、退職後無職無収入の場合は、退職時までの収入は除きます。また、新たに働く場合(パート・アルバイト等)は、将来の収入見込み証明書(勤務先で交付)・雇用契約書(写し)をご提出ください。

もし、認定後に見込みが変わり基準を超えると分かりましたら、直ちに健保組合にお知らせください。

但し、失業給付は、退職後の収入に含みます。基本手当日額の金額によって、認定可否があります。

#### 6. 被扶養者の範囲について [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

##### Q. どのような人が被扶養者となれるのでしょうか。

A. 健康保険の被扶養者となれるのは、被保険者の3親等内の親族で、主として被保険者の収入によって生計を維持している人が条件となります。また、被保険者との続柄によって、同居・別居どちらでもいい人と、同居していることが条件の人もありますので注意が必要です。

#### 7. 内縁関係の配偶者について [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

##### Q. 内縁関係にある配偶者を被扶養者として申請したいのですが？

A. 内縁関係であっても、配偶者としての扶養条件と同じです。

但し、住民票の続柄が「妻(未届)」もしくは「夫(未届)」となっていなければなりません。

「同居人」では、認められません。

※婚姻の意思と共同生活(同棲)の実態がありながら、婚姻届を出していない状況を内縁関係といいます。法律上の配偶者と別居し他の人と同居している場合は、その人と「内縁関係にある者」とはなりませんので、被扶養者として認定できません。

#### 8. 外国籍の家族について [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

##### Q. 外国籍の家族を被扶養者として認定してもらえますか？

A. 日本国内に居住している外国籍の方については、継続的な生計維持関係や収入などの扶養条件を満たしている場合には、必要書類を確認した上で認定いたします。

但し、一時的な入国や不法滞在の場合は、認定できません。

※生計維持関係がある海外に在住している家族もしくは、日本において住民票のみの登録であって、実際の生活の拠点が外国にある家族については、日本国内の扶養基準では、認定できませんので、「海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者の認定事務」により、判断することになります。

詳細は、健康保険組合まで、お問い合わせください。

## 9. 子供の扶養について 項目選択にもどる時はここをクリック

### Q. 妻は働いており、収入は妻のほうが上です。子供を私の扶養にすることができますか？

A. お子さんの扶養については、健康保険では夫婦の収入を比較して、継続して収入が多い方の被扶養者にするを原則とします。

収入が同程度である場合は、お子さんの生活費を多く出している方の被扶養者となります。この場合、別途健保所定の用紙『生計維持関係申告書』に生計の詳細をご記入いただきます。また、複数の子供がいる場合、1人は妻1人は夫というように分けて扶養することはできません。

### Q. 子供がフリーターで月々の収入が安定せず、また、いつやめるかわからないのですが、扶養のままでもよいでしょうか？

A. 年間収入が130万円未満でも、月々の収入が108,334円以上の場合は、扶養からはずれていただくことになります。また直近3ヶ月の平均月収が108,334円以上であれば、一旦扶養からはずれていただき、仕事を辞めた時点、もしくは毎月の収入が認定基準よりも少なくなった時点で扶養申請していただくことになります。

### Q. 別居している子供は、扶養範囲内でアルバイトをしています。仕送りはしていませんが、扶養にすることはできますか？

A. 別居の場合は、継続的な送金の確認ができる場合に経済的に扶養されているということが認められます。扶養するということは毎月の生計費の大半を援助することですから、送金の金額が、別居家族の収入よりも下回っている場合は認められません。

従いまして、お子さんのアルバイト収入よりも上回る金額を送金していなければ扶養にすることはできませんので、ご質問のように仕送りを全くしていない場合は、扶養にすることはできません。また、家賃の支払いや食料品・物品は、生計費の援助とはなりませんので、仕送りとしては認められません。

### Q. 現在、小学生の子供を妻が扶養していますが、妻が第2子を妊娠し、育休を取る予定です。妻の会社から育休中は、子供の扶養を私に異動するように言われました。どのように手続きをすればよいですか？

A. 厚生労働省通知により、産休・育休等を取得した場合、被扶養者の地位安定の観点から、特例的に被扶養者を異動しないことの基準(令和3年8月1日適用)が定められました。これにより、小学生のお子さんについては、扶養異動する必要はないと判断しますが、これはあくまで特例であるため、問題がある場合は、当健保までご相談ください。

また、新たに誕生した子については、その時点で夫婦共同扶養の考え方により、収入の多い方の扶養とすることになりますので、結果的に第一子、第二子が分かれることになっても、問題はありません。

但し、奥様が職場復帰されて、あなたの収入よりも上回る場合は、お子さんの扶養は奥様に異動していただくことになります。

### Q. 近いうちに妻が出産する予定で、産休・育休をとります。通常収入は妻のほうが上ですが、産休・育休中は、妻に収入がないため、子供を私の扶養にすることはできますか？

A. 奥様が産休中は、奥様の健康保険組合より出産手当金が支給され、育休中は、雇用保険から育児休業給付金が支給されると思います。どちらも奥様の収入になりますので、あなたの収入と比較し、原則収入の多い方の扶養となります。

また、奥様が職場復帰されて、あなたの収入よりも上回る場合は、お子さんの扶養は奥様に異動していただくことになります。

Q. 先日、私が子供を出産し、現在産休中です。その後、育休を取る予定です。主人は自営業で収入が安定していませんので、生まれた子供は、私の扶養に入れることができますか？

A. お子さんの扶養については、健康保険では夫婦の収入を比較して、継続して収入が多い方の扶養にすることを原則とします。

あなたが産休中は、出産手当金があり、産休中は、育児休業給付金のみ収入になると思います。産休中は、ご主人の収入とあなたの出産手当金を、産休中は、ご主人の収入とあなたの育児休業給付金を比較します。

育児休業給付金は、金額が多額ではないことから、育児休業中は、ご主人の扶養にされることが通常だと考えます。

従いまして、ご主人の収入が少ないことにより、産休中はお子さんをあなたの扶養にできたとしても、育休が始まりましたら、ご主人の扶養に異動していただくことになります。

Q. 先日、娘が結婚しましたが、配偶者とは同居せず、しばらくこのまま実家で暮らします。このまま私の扶養にしていってもよいでしょうか？

A. 結婚されたのであれば、娘さんの優先扶養義務者は、娘さんの配偶者にあります。娘さんの配偶者の健康保険に申請してください。

#### 10. 配偶者が無収入です 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 配偶者は無職なのですが、被扶養者としてエクセディ健保に加入できますか？

A. 原則、配偶者の収入が基準額未満であれば申請書および添付書類を提出することにより、被扶養者となることができます。(無職でも失業給付などがあり、失業給付の基本日額が基準を上回る場合は、扶養にできません。)

Q. 夫が自営業を営んでいましたが経営が難しくなり、廃業することになりました。夫を扶養することはできますか？

現在、収入がなく、あなたに生計維持されていれば、被扶養者認定は可能です。税務署に届出した「個人事業の開廃業等届出書」の控えをご提出ください。

Q. 妻が10月で会社を退職しました。当年1月から退職日までの収入は200万円あります。退職後は、被扶養者になれますか？

A. 健康保険では、退職後の収入見込みにより扶養判定いたしますので、退職日の翌日から、無職無収入であれば、被扶養者になれます。

ただし、失業給付受給中は、原則被扶養者にはなれません。

(基本給付日額の金額によっては、扶養申請が可能な場合があります。)

#### 11. 契約社員・パート・アルバイトで勤務している家族の扶養について 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 配偶者は、現在契約社員として勤務中です。

月収は、15万円ありますが、契約期間は12月31日までの2ヶ月間です。

12月までの収入は130万円を超えませんが、現時点で扶養にすることはできますか？

A. 健康保険の扶養は、1月～12月の収入では判断しません。今後の収入で判断いたします。

130万円という基準を月ごとの基準に置き換えると月108,334円になります。

扶養基準である月108,334円以上の収入が2ヶ月間見込まれているのであれば、この2ヶ月間は、扶養にはできません。契約期間終了後(退職後)に申請してください。

※扶養の判断に雇用形態は関係ありません。パート・アルバイトも同様です。

Q. 配偶者は現在契約社員として勤務中です。契約期間は12月31日までの4ヶ月間です。契約書によると収入は、月108,333円以内になります。すぐ扶養にできますか？

A. 契約書で今後の収入が扶養範囲内であることが確認できたら、扶養にできます。

但し、勤務先で健康保険に加入している場合は、扶養にはできません。

※扶養の判断に雇用形態は関係ありません。パート・アルバイトも同様です。

**12. 扶養になっている家族の収入が130万円を超えます** 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 5月からアルバイトをしている家族の年収が年末近くになって130万円を超えそうです。

アルバイト先で健康保険には加入していません。

扶養削除日は、いつになりますか？ 来年の1月に削除すればよいですか？

A. 健康保険の扶養は、1月～12月の収入では判断しません。アルバイトを始めてから先の収入で判断いたします。

5月から継続して扶養基準である月108,334円以上の収入が見込まれていたのであれば、アルバイトを始めた5月にさかのぼって扶養削除となります。

扶養削除日を判断しますので、5月からの全ての給与明細のコピーを提出してください。

また、契約書がある場合は、そのコピーも提出してください。

尚、勤務先で健康保険に加入されている場合は、その加入した日にさかのぼって扶養削除となりますので、その場合は、その方の健康保険証のコピーを提出してください。

**13. 扶養にしたい家族が傷病手当金を受給中です** 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 夫が傷病手当金を受給中ですが、被扶養者になれるでしょうか？

A. 60歳未満の場合は、傷病手当金が月額108,334円/月以上、60歳以上の場合は、月額150,000円/以上となる場合には、扶養認定できません。

受給が終了した時点で申請して下さい。

**14. 妻が出産手当金を受給中です** 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 妻が出産手当金を受給中ですが、被扶養者になれるでしょうか？

A. 出産手当金を受給されているということは、奥様ご自身で健康保険に加入中ではありませんか？ その場合は、扶養にすることはできません。

尚、奥様ご自身で健康保険に加入されていない状態で出産手当金を受給中であって、108,334円/月(60歳未満の場合)以上となる場合には、扶養認定できません。

受給が終了した時点で申請して下さい

**15. 父母の扶養について** 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 両親の年齢は75歳以上ですが、健康保険の扶養にできますか？

A. 75歳以上の方は、全員「後期高齢者医療制度」に加入となりますので、扶養にすることはできません。

Q. 父親が75歳に到達したことにより、後期高齢者医療制度に加入しました。

父親に扶養されていた母親は、74歳以下ですが、母親を私の扶養にできますか？

A. 父親が75歳に到達したという理由のみによって、父親と母親の間の生計維持関係に変化があるとは考えにくいので、お母様は、国民健康保険に加入されることが通常だと思われます。  
※母親が75歳に到達した場合も考え方は同様です。

Q. 実の父母や祖父母を扶養に入れたいと考えています。別居等の条件はありますか？

A. 被扶養者の範囲は、被保険者と生計維持関係のある三親等内の親族です。実の父母、祖父母の場合、被保険者と同一世帯にあることまでは必要とされていないので、離れて暮らしている場合であっても、生計維持関係があれば(生活費を月々仕送りしている等)被扶養者の範囲となります。ただし、収入がある場合は、それぞれ年間収入が130万円未満(60歳以上の方又は障害者は180万円未満)で、それが被保険者からの仕送り額(援助額)を下回っていることが条件になります。

Q. 父親が死亡したことにより母親を申請したいと思っていますが、遺族年金の金額確定に3ヶ月ほどかかります。年金額確定までは母親を被扶養者にはできませんか？

A. 年金確定時点で書類をもらうことによって初めて認定可能かどうか判断できます。

年金事務所にて「年金額見込額照会回答票」を交付してもらってください。

添付書類をご提出できない場合は、年金確定までの数ヶ月はお母様自身で市区町村の国民健康保険に加入することが必要です。

Q. 父には、扶養条件に当てはまらない収入があり、扶養申請しませんが、母だけ扶養にすることは、できますか？

A. 夫婦間の相互扶助義務により、お父様にお母様を扶養していただくことが通常と考えます。

Q. 父が退職し、母は、勤務先で健康保険に加入していますが、父だけを扶養することはできますか？

A. 夫婦間の相互扶助義務により、お母様にお父様を扶養していただくことが通常と考えますが、お母様の健康保険でお父様の扶養が認められないことが証明できる場合には、その他の扶養条件を満たしていれば、扶養認定いたします。

Q. 母を扶養にしたいと思っていますが、私の兄も同居しています。兄の収入は、私よりも少ない状況です。私が父母を扶養することはできますか？

A. 扶養者調書の家族構成を正しくご記入いただき、お兄様の収入を確認した上で、あなたとお兄様のどちらがお父様とお母様を扶養するべきかを総合的に判断させていただきます。

Q. 私は、母を扶養していますが、結婚することになり、母と別居することになりました。母の扶養はどうなりますか？

A. 同居から別居に変わるにより生計維持関係を見直します。この場合は別居となり、お母様の収入およびお母様への送金とあなたの収入を比較し判断します。

現在、送金の事実がない場合は、一旦あなたの扶養から外れていただくこととなります。

Q. 妻が出産するため、海外に住んでいる私の母が日本に3ヶ月間滞在し同居します。母を扶養にすることはできますか？

A. 一時的な入国であり日本に生活の基盤がなく、継続的な生計維持関係があるとは考えにくいことから、扶養認定することはできません。

#### 16. 自営業の家族の扶養について 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 自営業の家族を扶養にすることはできますか？

A. 主としてあなたの収入により生計を維持されていることが扶養の条件となることから、個別の実態に合わせて、その方が自分で生計を立てて生活をしていくことを前提として自営をされていると判断した場合は、今後も継続的に生計を維持されているとは認められにくいことから、扶養にすることはできません。

#### 17. 失業給付を受給する予定です／受給延長する予定です 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 配偶者が退職したので私の扶養に入れたいと考えています。雇用保険の失業給付を受給する意思があるのですが、被扶養者として認定されるでしょうか？

A. 雇用保険の失業給付を受給される場合、原則として被扶養者の認定はできません。但し、受給する場合であっても失業給付日額が60歳未満の方は3,611円以内、60歳以上の方は4,999円以内であれば被扶養者として認定いたします。

Q. 雇用保険の失業給付を受けますが給付制限期間中は被扶養者になれるのでしょうか？

A. 配偶者などが自己都合による退職の場合で失業給付を受けるまでの2ヶ月の給付制限期間中は失業給付を受けられないため、被扶養者になると考えることができます。

尚、給付制限期間が終わって失業給付を受けようになると、再び就職することが前提となり被扶養者とは認められません。給付制限期間終了後のハローワーク初回給付金処理日付で削除となりますので、必ず「被扶養者異動届」を提出し、削除の手続きを行ってください。

但し、受給する場合であっても失業給付日額が60歳未満の方は3,611円以下、60歳以上の方は4,999円以下であれば、そのまま継続して、被扶養者として認定いたします。

Q. 雇用保険の失業給付を受けるつもりですが、現在妊娠中のため、受給期間延長手続きを行う予定です。延長手続きに1ヶ月かかってしまいます。被扶養者になれるでしょうか？

A. 所定の証明書を提出していただき、受給延長手続きをする予定を確認し、被扶養者として認定いたします。

※ハローワークでの受給期間延長申請後に受給期間延長通知書のコピーを必ず提出して下さい。

**18. 失業給付の受給が始まりました** [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

Q. 失業給付の待期期間中、扶養にしていますが、失業給付を受け始めました。失業給付の基本給付日額が3,612円以上ですが、被扶養者からの削除日は、いつでしょうか？

A. ハローワーク初回給付金処理日付となりますので、至急扶養削除の手続きをお願いいたします。

Q. 妻の失業給付の基本給付日額が3,612円以上ですが、支給日数が90日間なので、全て受け取っても年間130万円を超えません。この場合、失業給付の受給期間中に扶養になれないのでしょうか？

A. 失業給付受給中に関しては、支給日数などに関係なく、基本給付日額で判断いたしますので、ご質問の場合は、扶養にできません。

現在、健康保険の扶養になっている場合は、ハローワーク初回給付金処理日にさかのぼって、削除となりますので、至急手続きを行ってください。

**19. 失業給付の受給中です** [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

Q. 雇用保険の失業給付の受給中ですが、被扶養者になれるでしょうか？

A. 失業給付日額が60歳未満の方は3,611円以下、60歳以上の方は4,999円以下であれば被扶養者として認定いたします。

Q. 妻の失業給付の基本給付日額が3,612円以上ですが、支給日数が90日間なので、全て受け取っても年間130万円を超えません。この場合、失業給付の受給期間中に扶養になれないのでしょうか？

A. 失業給付受給中に関しては、支給日数などに関係なく、基本給付日額で判断いたしますので、ご質問の場合は、扶養にできません。

現在、健康保険の扶養になっている場合は、ハローワーク初回給付金処理日にさかのぼって削除となりますので、至急手続きを行ってください。この場合、扶養削除以降に医療機関で受診されました医療費の健保負担分については、返還していただきます。

**20. 失業給付の受給が終了しました** [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

Q. 雇用保険の失業給付の受給が終了しましたが、いつから被扶養者になれるでしょうか？

A. 雇用保険受給資格者証の両面コピーをご提出下さい。事業所窓口申請日が失業給付受給終了日から稼働日5日以内の申請であれば、失業給付の終了日の翌日で扶養認定いたします。但し、終了日から稼働日6日以上経過後の申請の場合は、申請日からの認定となりますので、ご注意下さい。

**21. 失業給付を受給しません** [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

Q. 配偶者が退職したので私の扶養に入れたいと考えています。雇用保険の失業給付を受給する意思はないのですが、元の勤務先から発行された離職票の原本を提出しないとイケないのでしょうか？

A. 原本は必要ありません。ハローワークで、離職票に失業給付の受給権を放棄した証明(「法第4条第3項府該当の押印)をもらい、離職票のコピーを提出してください。雇用保険の失業給付を受給しない(受給放棄)ことが確認できれば被扶養者として認定いたします。

Q. 娘が失業給付を受給するつもりで2ヶ月間の給付制限中は、扶養認定してもらっていますが、ハローワークに手続きに行かず、現在アルバイト収入が月120,000円あります。扶養削除となるのでしょうか？

A. アルバイトも収入です。

年間収入が130万円未満でも、継続して月々の収入が108,334円以上を超えると見込まれる場合は、その時点から扶養となりませんので、さかのぼって扶養削除となります。

**22. 扶養認定後の国民健康保険と国民年金の手続きについて** [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

**Q. 会社を退職したため、エクセディ健康保険組合で夫の扶養となりましたが、現在加入している国民健康保険の脱退手続きは、どうすればよいですか？**

A. エクセディ健康保険組合で扶養認定された後に奥様ご自身で役所(市区町村)の国民健康保険の窓口で脱退の手続きをして下さい。  
その際、奥様のエクセディ健康保険組合の保険証をお持ちになり、手続きをして下さい。  
具体的な手続き方法は、役所(市区町村)にお問い合わせ下さい。

**Q. 会社を退職したため、エクセディ健康保険組合で夫の扶養となりましたが、国民年金の手続きは、どうすればよいですか？**

A. 健康保険の扶養と同時に国民年金の第3号被保険者(サラリーマンの妻)となります。ご主人の勤務先から日本年金機構に手続きをいたしますので、ご自身での手続きは不要です。

**23. 扶養削除後の国民健康保険と国民年金の手続きについて** [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

**Q. 夫の扶養からはずれましたが、国民健康保険の加入手続きは、どのようにしたらよいですか？**

A. エクセディでの扶養削除後にご自身で役所(市区町村)の国民健康保険の窓口で加入手続きをして下さい。

国民健康保険の加入手続きは、扶養削除後14日以内となっています。

但し、15日以上経過している場合であっても役所へご相談下さい。

尚、手続きの際にエクセディ健康保険組合の資格喪失(または扶養削除)証明書が必要な場合は、お申し出いただければ、発行いたします。

必要書類は、手続きに行かれる前に役所へ電話で確認されたほうがよいと思います。

**<注意！>**

国民健康保険の加入手続きが15日以上経過した場合、さかのぼって保険料は徴収されても、医療費は負担してくれないことがありますので、早めの手続きが必要です。

**Q. 夫の扶養から外れましたが、国民年金への加入手続きは、どのようにしたらよいですか？**

A. 健康保険の扶養から外れた場合は、国民年金は、第3号被保険者(サラリーマンの配偶者)ではなくなります。

ご自身で役所(市区町村)の国民年金の窓口で加入手続きをして下さい。手続きをされませんと年金加入に空白期間が発生し、将来年金が受け取られなくなる場合がありますので、ご注意下さい。

尚、手続きの際にエクセディ健康保険組合の資格喪失(もしくは扶養削除)証明書が必要な場合は、お申し出いただければ、発行いたします。

必要書類は、役所に行かれる前に役所へ電話で確認されたほうがよいと思います。

**<注意！>**

平成26年12月の国民年金法の一部改正により、扶養削除になった場合も勤務先から日本年金機構へ届出をすることになりました。これにより、国民年金第3号被保険者(サラリーマンの配偶者)でなくなったことが日本年金機構で管理されることになり、速やかにご自身で国民年金の手続きを行わない場合に日本年金機構から国民年金加入手続きの案内がされるようになります。

## 24. 扶養削除の届出をしていませんでした 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 妻が就職し勤務先の保険証をもらいましたが、扶養からははずす届出をしないうちに退職しました。そのまま扶養家族として保険証を使ってもよいのでしょうか？

A. 就職したら扶養からははずす手続きを、退職したら扶養に入れる手続きを発生時点ですみやかに届出してください。奥様が就職した日にさかのぼって扶養削除となります。届出をしなければ国民年金の手続きにも影響が出て、国民年金第3号被保険者の加入期間が空白になってしまいます。

扶養をさかのぼって削除した場合、エクセディ健保に資格がない間に病院で受けた医療費のエクセディ健保負担分は、返還していただくことになります。医療費の返還通知書を発行させていただきますので、速やかにお支払いをお願いいたします。

その後の扶養については、新たに扶養申請をしていただくことになりますが、扶養認定日は、[2. 認定日について](#)をご参照ください。

尚、扶養削除日から申請後の扶養認定日前日までの国民健康保険と国民年金の手続きは、ご自身でおこなってください。

Q. 妻が失業給付を開始し、すでに終了してしまいました。扶養になったままですが、どうすればよいですか？

A. 早急に扶養削除の手続きをおこなってください。

ハローワーク初回給付金処理日にさかのぼって扶養削除となります。

エクセディ健保に資格がない間に病院で受けた医療費のエクセディ健保負担分は、返還していただくことになります。医療費の返還通知書を発行させていただきますので、速やかにお支払いをお願いいたします。

その後の扶養については、新たに扶養申請をしていただくことになりますが、扶養認定日は、[2. 認定日について](#)をご参照ください。

尚、扶養削除日から申請後の扶養認定日前日までの国民健康保険と国民年金の手続きは、ご自身でおこなってください。

## 25. 離婚しました／離婚調停中です 項目選択にもどる時はここをクリック

Q. 妻と離婚しましたが、扶養はそのままでもよいのでしょうか？

A. 離婚したのであれば、生計維持関係のない他人になります。

生計維持関係のない他人を扶養することはできませんので、必ず離婚した日の翌日付で扶養削除をして下さい。

Q. 妻と離婚しましたが、まだ同居しています。内縁の妻として扶養はそのままでもよいのでしょうか？

A. 離婚したのであれば、生計維持関係のない他人になります。

内縁の妻というのは、結婚する意志があるにもかかわらず、婚姻届を提出していない関係のことをいいます。ご質問の場合は、これには該当しません。

同居していても生計維持関係のない他人であれば扶養することはできませんので、必ず離婚した日の翌日付で扶養削除をして下さい。

Q. 妻と離婚し、子供は妻が引き取っています。子供だけ私の扶養のままでもよいのでしょうか？

A. 妻とは、他人になっても、お子さんは、あなたの子どもさんであることに変わりはありませんので、定期的な送金(養育費)などが確認できて、生計維持関係がある場合は、扶養として認められます。

但し、奥様がすでにお子さんを被扶養者にされている場合は、奥様がお子さんを扶養にされた日付でああなたの扶養から削除していただく必要がありますので、奥様とキチンと話し合いをして、確認をしてください。

あなたと奥様の両方でお子さんを扶養にすることはできません。

Q. 私は離婚調停中で夫と別居しています。子供(小学生)とは同居し、生活は私が見ています。私が子供を扶養することはできますか？尚、夫からの仕送りはありません。

A. 離婚が成立していない場合、「世帯全員の住民票」のコピーで夫が同居していないこと、あなたと子供のみ同居していることが確認でき、また、夫からの仕送りがいないことの確認もできれば、被扶養者として認定することができます。その他、必要に応じて書類を提出していただきます。尚、お子さんの扶養が夫とあなたの扶養と重ならないように注意して下さい。

※但し、その後、養育費などを夫から受け取るようになった場合に、あなたと夫のどちらが子供の生活費の大半を負担しているか(生計維持関係の有無)を判断させていただくことになりますので、必ずお申し出ください。

## 26. 家族が就職しました 項目選択にもどる時はここをクリック

### Q. 子供が就職し、勤務先で健康保険に加入しました。どのように手続きをすればよいですか？

A. お子さんの勤務先の保険証の資格取得日以降は、あなたの扶養家族としてのエクセディ健保の保険証を使用できません。早急にお子さんの保険証のコピーをとっていただき、あなたの勤務先の総務担当の方に提出の上、扶養削除の手続きをしてください。

扶養削除日は、資格取得日ですので、お子さんの勤務先の保険証の資格取得日以降は、エクセディ健保の保険証は、使用できません。

※資格取得日は、交付日とは異なりますので、ご注意ください。

#### <病院での受診について>

お子さんの勤務先の保険証の資格取得日以降、その保険証の交付前に病院でお子さんがエクセディ健保の保険証で受診された場合は、早急にその病院に新しいお子さんの保険証を提示してください。

当月中であれば、病院が健康保険負担分医療費の請求先をエクセディ健保からお子さんの健康保険へ変更してくれると思います。

尚、病院での対応が間に合わない場合は、受診から約2ヶ月～3ヶ月後にエクセディ健保から病院に支払った医療費分をあなた宛てに請求させていただきます。

この医療費は、後日お子さんご自身が、お子さんの健康保険へ手続きを行なうことにより、その健康保険から返還されます。

※本人負担分が変わりがないとのことで、何もせずにそのままにしておく、あとで返還されるとはいえ、一旦、医療費を負担することにもなりますし、返還のための書類の準備や提出などであなたやお子さんに大変な手間がかかります。

### Q. 妻が就職し、勤務先で健康保険に加入しました。どのように手続きをすればよいですか？

A. 上記のお子さん同様です。

### Q. 現在、扶養している家族が就職しました。勤務先に健康保険はありませんが、扶養削除しなければいけませんか？

A. 健康保険加入の有無に関わらず、60歳未満の場合は、月々の収入が108,334円以上の場合は、扶養削除の届出が必要です。(60歳以上の場合は、月々の収入が150,000円以上)

※削除日は、就職した日です。

扶養削除後は、その家族の方ご自身で国民健康保険に加入する必要があります。

## 27. 別居している家族の扶養について 項目選択にもどる時はここをクリック

### Q. 別居している家族への援助として、生活費を1年分まとめて年1回手渡しで渡していますが、それでもいいでしょうか？

A. 一般的に給与や年金といった生活費の支給は少なくとも月々、あるいは2ヶ月ごとに行われるため1年に1回だけ渡されるものは生活費とは認められません。また、手渡しでは事実が確認できないため、誰から誰にいくら送金されているか第三者が見てわかるもの(金融機関の振込明細書、通帳のコピー等)により、送金の確認ができる場合は経済的に扶養されているということが認められます。扶養するということは毎月の生計費の大半を援助するということですから、送金の金額が、別居家族の収入よりも下回っている場合は認められません。

### Q. 別居している私の母は、65歳で全ての収入が月12万円あります。父はいません。年間収入は、扶養認定基準内です。

#### 月5万円の仕送りをしていますが、扶養してもらえますか？

A. お母さんの収入が扶養認定基準内であっても、お母さんの生活の大半があなたの仕送りによって成り立っていなければなりません。

お母さんの収入以上の仕送りが必要となり、現状では、生計維持関係が認められないため、扶養認定はできません。

また、仮に月13万円の仕送りをしたとして、それをすることによって、あなたご自身の生活が成り立たないと当健保が判断した場合は、扶養認定できないこととなります。

### Q. 別居している家族へ定期的にお米などの食料品や生活用品などを送っていますが、これで生計維持関係があると判断してもらえますか？

A. 上記でも述べていますように生活費の援助が必要です。

Q. 別居している家族が住んでいる家の家賃と光熱費は、私が負担していますが、これは仕送りとして認めてもらえないのでしょうか？

A. 認められません。上記でも述べていますように生活費の援助として、誰から誰にという送金の事実が確認できなければなりません。

Q. 別居している家族は、私名義のカードにより、生活費を引き出して生活しています。これで生計維持関係を認めてもらえないのでしょうか？

A. 認められません。上記でも述べていますように生活費の援助として、誰から誰にという送金の事実が確認できなければなりません。

Q. 別居している義父母を被扶養者にすることができますか？

A. 義父母を被扶養者とするには、同居していることと、主としてあなたが生計を維持していることが条件になります。従って、別居している場合には被扶養者にするできません。

Q. 家庭の事情で妻子と別居しています。仕送りはしていますが、扶養のままでよいのでしょうか？

奥様とお子さんが生活できるぐらいの定期的な送金をしていて、生計維持関係があると認められる場合は、扶養継続となります。

但し、その後の調査により、健康保険組合において生計維持関係がないと判断した場合は、扶養削除となります。

尚、学生のお子さんの通学等の事情で別居している場合は、同居と同じ取り扱いといたします。

但し、エクセディ健康保険組合所定の「別居届」のご提出をお願いします。

Q. 子どもに障害があり、施設に入所しています。住民票は、その施設の住所になっています。扶養を認めてもらえるのでしょうか？

A. まず、施設に入所する前からあなたがそのお子さんを扶養されていたかどうかが重要になります。

また、その施設への入所契約などにより、大半の費用をあなたが負担しているかどうかを確認させていただいた上で、総合的に生計維持関係があるかどうかを判断いたします。

Q. 送金金額は、いくらにすればよいですか？

A. 主としてあなたの仕送りにより生計を維持されていることが扶養の条件となります。

一般的に最低生活費は、ひとり当たり月 4～5 万円とされていることから、最低 6 万円以上の仕送りが必要と考えられますが、その家族の方の生活状況によって、総合的に判断させていただきます。但し、対象家族に収入がある場合は、その収入以上の仕送りが必要となります。

## 28. 扶養者の人数と保険料の関連について [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

Q. 扶養家族の人数によって保険料の額は違いますか？

A. 保険料は被扶養者のある、なしには関わらず、被保険者の標準報酬月額によって決められています。被扶養者の数が増減しても変わりません。

## 29. 同一世帯とは [項目選択にもどる時はここをクリック](#)

Q. 健康保険の同一世帯とは、具体的にどういう場合をいうのでしょうか？

A. 同一世帯とは、被保険者と住居・家計を同じくしている状態をいいます。出張や医療機関への入院は一時的な滞在であり、同居とみなされます。また、世帯が同じであることは必ずしも必要ではなく、被保険者が世帯主であることも必要ではありません。

但し、住民票の世帯分離をしている場合は、家族の状況を含めて判断し、家計が同じであっても、別居とみなすことがあります。

<注意！>

同じ住居に居住していて、住民票の世帯が同じであっても、別々の家計で生活をされている場合は、同一世帯とはみなしません。

Q. 別に生活をしていて、同居とみなす場合の具体例を教えてください。

A. 被保険者の場合・・・一時入院、出張、単身赴任(社命による場合のみ)

被扶養者の場合・・・入院、福祉施設・介護保険施設等への入所

(入院/入所以前に被保険者と住居を共にしていた者に限ります)

Q. 現在、妻と住民票では同じ住所・同じ世帯ですが、実際は、別に生活をしています。これは同居となりませんか？

これは同居となりませんか？

A. 住民票での登録住所が重要ではなく、生活実態で判断いたしますので、この場合は、別居となります。※生活実態が同居ということの証明として住民票を確認しています。

なお、週末だけ同居している場合でも、生活の拠点が別の住所となりますので、この場合も別居となります。(会社都合の単身赴任での別居は同居とみなします)

### 30. 税法上と健康保険の扶養の違い(ここでは健康保険の扶養について説明します)

#### 項目選択にもどる時はここをクリック

税法上の扶養控除対象者は1月から12月の年間収入をみますが、健康保険上の扶養認定は、申請時点から先の1年間にどのくらいの収入が見込まれるかで判断します。また、税法上と健康保険では収入の認定基準も異なっており、健康保険は60歳未満の人は年収130万円未満(月額108,333円未満)、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害のある人は180万円未満(月額150,000円未満)が認定基準となります。

#### ①被扶養者が60歳未満の場合

年収(パート・アルバイトの給与収入等)が130万円を超えた時点で扶養から外れるのではなく、収入が1ヶ月あたり108,334円(108,334円×12ヶ月=1,300,008円)以上見込まれるようになった時点で、削除の手続が必要となります。

#### ②被扶養者が60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害のある人の場合

年収(パート・アルバイトの給与収入や年金収入(障害・遺族含む)等)が180万円を超えた時点で扶養から外れるのではなく、収入が1ヶ月あたり150,000円(150,000円×12ヶ月=1,800,000円)以上見込まれるようになった時点で、削除の手続が必要となります。

### 31. 扶養削除日について 項目選択にもどる時はここをクリック

扶養削除理由		扶養削除日	添付書類など
仕事を始めた	勤務先で健康保険に加入していない	勤務を開始した日	契約書などのコピー
	勤務先で健康保険に加入した	勤務先の健康保険の資格取得日	健康保険証のコピー
子どもが結婚した		婚姻日当日	正しい申告により受付します。 ※状況によっては別途証明書を依頼させていただくことがあります。
失業保険の受給が開始になった		ハローワークでの初回支給処理日	雇用保険受給資格者証の両面コピー
収入が増えた  年収130万円以上、かつ、本人の収入の1/2以上が見込まれる。 ※60歳以上または障害者の場合は、年収180万円以上が見込まれる。		収入増の日または翌月とする。詳細は、以下の通り。 1. 契約変更の場合は、契約変更の日を削除日とする。 2. 月108,334円以上かつ、本人の収入の1/2以上の収入を継続的に得るに至った日を削除日とする。 3. 月収が月により変動する場合は、直近3カ月分の平均月収が108,334円以上かつ、本人の収入の1/2以上となるとき、4カ月目の月の初日を削除日とする。 ※2. 3. において、60歳以上または障害者の場合は、月150,000円以上とする。	契約書のコピーもしくは、給与明細のコピーなど  ※状況によっては別途証明書を依頼させていただくことがあります。
年金収入が増えた		年金支給決定日または改定後の支給日	年金額改定通知書のコピーなど
健康保険の傷病手当金や出産手当金を受給している		支給開始日	支給決定通知書のコピーなど
離婚した		離婚した日の翌日(配偶者の場合は必ず削除)  子どもの場合は、両親の離婚によって、必ず扶養削除になるわけではありません。両親双方の状況や話し合いにより決定してください。 但し、別居となった場合は、仕送りなどの生計維持関係がなければ、削除となります。	正しい申告により受付します。
死亡した		死亡した日の翌日	※状況によっては別途証明書を依頼させていただくことがあります。
家族と別居した  毎月の仕送りなどの生計維持関係がない場合は、扶養削除となります。		別居した日	
同居が条件の家族(義父母・配偶者の子など)と別居した		別居した日	
後期高齢者医療制度に加入する	家族が75歳になるため  どなたでも75歳になると健康保険の扶養家族ではなくなり、後期高齢者医療制度に加入となります。	75歳の誕生日	誕生日の前までに健康保険組合から手続き方法の連絡をさせていただきます。
	家族が65歳から74歳で申請により広域連合が一定の障害の状態にあると認めため	広域連合の認定日	市区町村から交付された『後期高齢者医療被保険者証』のコピー
その他		異動発生日	正しい申告により受付します。 ※状況によっては別途証明書を依頼させていただくことがあります。